

令和 8 年度

県単交通安全対策（二種）工事  
（管内安全施設工その 2）

特 記 仕 様 書

一般国道 356号 外  
香取市 佐原イ 外

千葉県香取土木事務所

## 第1章 総 則

### 第1条 適用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和7年10月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。

なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。

### 第2条 工期

1. 本工事の工期は、雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から令和9年3月25日までとする。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

|                                                               |      |
|---------------------------------------------------------------|------|
| 準備期間                                                          | 50日間 |
| 後片付け期間                                                        | 20日間 |
| 雨休率<br>※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数<br>雨休率＝（休日数＋天候等による作業不能日）／実働日数 | 0.78 |
| その他の作業不能日                                                     | —    |

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：39日間／年間

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：8日間／年間

（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

（過去5か年（2021年1月～2025年12月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出）

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

### 第3条 作業区分

本工事の作業区分は以下によるものとする。

| 作 業 区 分 | 施 工 区 分 |
|---------|---------|
| 昼間作業    | すべての工種  |

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員の承諾を得るものとする。

#### 第4条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては「道路工事保安施設設置基準」に基づき適切な交通管理を行うものとする。ただし、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。
2. 工事実施期間中、交通誘導警備員を配置するものとする。なお、国道工事中に配置する交通誘導警備員は有資格者を1名以上配置すること。
3. その他、資材の搬出・搬入時は、行動の出入口等に誘導員を配置させ、安全確保に努めなければならない。

#### 第5条 工事支障物件

工事の施工に際し、地下埋設物等が予想される場合は、その管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置・深さ等を確認し、保安対策について十分打ち合わせを行い、事故の発生を防止しなければならない。管理者不明のものがある場合は、監督員に報告し、その処置については占用企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。地下埋設物件に損害を与えた場合は、監督員に報告するとともに、関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

#### 第6条 建設副産物

##### 1. 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「コブリス・プラス」（旧「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」）により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「コブリス・プラス登録済確認書」を同システムにより作成し、各1部提出すること。なお、これらの計画及び実施状況の記録を工事完成後5年間保存すること。

##### ◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成すること。なお、建設資材の搬入量又は建設副産物の搬出量が一定規模以上となる場合は、法令等に基づき「再生資源利用計画書」又は「再生資源利用促進計画書」を、それぞれ工事現場の見やすい場所に掲示し、公衆の閲覧に供すること。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出する

こと。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。

- 3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票を提示すること。また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

## 2. 建設廃棄物

建設廃棄物が発生する場合には、その処分先について監督職員と協議するものとする。

As 塊、Co 塊は再資源化施設に運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。

## 第2章 材 料

### 第7条 材料の確認

材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合し確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、上記以外でも監督職員が指示する場合については、監督職員の指示する方法により、検査を受けなければならない。

## 第3章 そ の 他

### 第8条 付則

仕様書に定めのない事項や内容に疑義が生じた場合には、監督職員と協議して処理するものとする。

### 第9条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。
2. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議する

ものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

3. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

| 条      | 条 目                             | 適用(不要項目に二重取消線)                                                                                                     |
|--------|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2-1条  | 電子納品                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <del>該当する(副本登録する)</del></li> <li>・ 該当する(副本登録しない)</li> </ul>               |
| 第2-2条  | 工事監督支援業務の担当技術者                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <del>該当する</del></li> <li>・ 該当しない</li> </ul>                               |
| 第2-3条  | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当する</li> <li>・ <del>該当しない</del></li> </ul>                               |
| 第2-4条  | 難工事の指定                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <del>該当する</del></li> <li>・ 該当しない</li> </ul>                               |
| 第2-5条  | 「三者会議」の実施                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <del>該当する</del></li> <li>・ 該当しない</li> </ul>                               |
| 第2-6条  | 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当する</li> <li>・ <del>該当しない</del></li> </ul>                               |
| 第2-7条  | 快適トイレ                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <del>該当する</del></li> <li>・ 該当しない</li> </ul>                               |
| 第2-8条  | 週休2日制適用工事                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場閉所による週休2日工事</li> <li>・ <del>週休2日交替制工事</del></li> <li>・ 該当しない</li> </ul> |
| 第2-9条  | 遠隔臨場                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発注者指定型</li> <li>・ 発注者指定型以外</li> <li>・ <del>該当しない</del></li> </ul>         |
| 第2-10条 | ICT活用工事<br>※右表に対象工種を記載          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <del>該当する</del></li> <li>・ <del>対象工種</del></li> <li>・ 該当しない</li> </ul>    |
| 第2-11条 | 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <del>該当する</del></li> <li>・ 該当しない</li> </ul>                               |